

稚内市簡易専用水道管理運営指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生労働省令第45号。以下「省令」という。）に定めるものとする。

(簡易専用水道設置者等)

第2条 この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して簡易専用水道を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に当外簡易専用水道の全部について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者をいう。

(届出)

第3条 簡易専用水道設置者に対しては、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届出書により市長に届け出るよう求めるものとする。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）を行った簡易専用水道設置者等（以下「届出設置者等」という。）で、当該届出の内容に変更があったものに対しては、簡易専用水道届出事項変更届出書により市長に届け出るよう求めるものとする。

3 届出設置者等で、当該届出をした簡易専用水道を休止し、又は廃止するものに対しては、簡易専用水道（休止・廃止）届出書により市長に届け出るよう求めるものとする。

(書類等の備付け)

第4条 届出設置者等に対しては、次の各号に掲げる書類等を届出設置者等の事務所等に備えるように求めるものとする。

- (1) 省令第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
- (2) 簡易専用水道の設置の配置及び系統を明らかにした図面
- (3) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図
- (4) 水槽の清掃の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理に必要であると市長が認める書類

2 届出設置者に対しては、前号第1号、第4号及び第5号の書類等を、第3条第1項の規定による届出の日から3年間保存するよう求めるものとする。

(報告)

第5条 届出設置者等に対しては、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に報告するよう求めるものとする。

- (1) 省令第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。
- (2) 省令第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。
- (3) 給水水質に関する事故が発生したとき。

(委任等)

第6条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。